

提供日 2017/08/28  
タイトル 住民監査請求の監査結果  
担当 監査委員事務局監査課  
連絡先 特別監査班  
TEL 054-221-2927



Shizuoka Prefecture

平成 29 年 6 月 29 日に受け付けた「静岡県バスケットボール協会に対する競技力向上対策事業費補助金の支出」に関する住民監査請求について、監査を実施した結果、次のとおり決定し、平成 29 年 8 月 25 日に請求人あてに通知した。

## 1 件 名

静岡県バスケットボール協会に対する競技力向上対策事業費補助金の支出に関する住民監査請求

## 2 請 求 人

静岡市葵区南安倍一丁目 5 番 24 号 桜井 建男

## 3 監査対象機関

静岡県文化・観光部スポーツ局スポーツ振興課

## 4 請求の要旨

静岡県は、任意団体静岡県バスケットボール協会（以下「旧協会」という。）の用途不明金を問題視し、平成 28 年度分補助金交付を留保し、同協会に対し是正を勧告した。しかし、実際には会計処理、資金管理の具体的な是正を確認することなく、補助金交付の留保を解除し、補助金の交付を決定したことは、違法不当な公金支出と認められるため、一般社団法人静岡県バスケットボール協会（以下「新法人」という。）に対する補助金の交付差止ないし支払い済みの補助金の返還請求につき、必要な措置を講ずることを求める。

## 5 請求の理由

平成 29 年 5 月 29 日に請求人代理人が県スポーツ振興課に公開質問状を提出し、その回答によると、「競技力向上対策事業費補助金の適正な執行が確保されることになったと判断し、交付確定手続きの留保を解除した」「競技力向上対策事業費補助金はその目的を確実に達成するよう引き続き協会の運営を厳正に監視してまいります」とあった。

新法人の代表理事の 1 人は、旧協会の副会長で、本来県市に返還すべき補助金が含まれている疑いがある基金残高を、県市に返還しないで法人財産に引き継ぐことを強く主張している人物であり、新法人の他の幹部においても、裏金作りに手を染めた旧協会の理事長側の幹部であり、適正な執行体制が確保されたとは言えない。

## 6 監査結果

本件措置請求は棄却する。

### 〔理由〕

県には「違法若しくは不当な公金の支出」及び「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」は存在しないので、請求人の主張に理由があると認めることはできない。

1 「請求人の主張に理由があると認めることはできない」とした主な判断根拠

**(1) 競技力向上対策事業費補助金交付額確定の留保解除は妥当なものであると判断でき、また、交付の手続は適正に行われている。**

県は、旧協会において規約に反した会計処理や意思決定が行われ、また使途不明となっている支出があるなど、不適切な事務執行の事実があることが判明したとして、平成 29 年 3 月 24 日付けで補助事業者として補助事業の適正な執行ができる体制の確保等の是正措置を勧告し、是正の事実が認められるまで、補助金交付額の確定を留保することを通知した。

旧協会は、5 月 16 日付けで県に対し、役員や監事の交代による新たな執行体制への移行、任意団体から一般社団法人化することによるコンプライアンス体制の構築、財務の透明化や健全化等数々の事務執行体制の是正の報告を行った。報告内容は旧協会の機関決定を経ており、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、一般社団法人化に伴い設けられる新法人の定款及び法人規約・規程を根拠としている。

県が、旧協会の報告内容をもって、事務執行体制の改善がされ、是正措置が行われたと判断し、5 月 26 日付けで交付額確定の留保解除を行ったことには合理性があり、妥当と考えられる。なお、使途不明金の解明は是正措置の内容とはされておらず、その解明がなされていないからといって勧告に応じた是正がなされていないとはいえない。

また、補助金の交付手続は規則や交付要綱に従って適正に行われている。

**(2) 補助金の交付の決定を取り消すことができる事実は存在せず、「違法若しくは不当な公金の支出」は行われてなく、また、県には不当利得返還請求権は存在しないため「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」も存在しない。**

(1)のとおり交付額確定の留保解除と交付手続の両面において適正に行われていると認められることから、静岡県補助金等交付規則第 16 条第 1 項に規定する「県費補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる事実」も存在しない。従って、旧協会に対する補助金交付額確定の留保を解除し、交付したことは、地方自治法第 242 条第 1 項に規定する「違法若しくは不当な公金の支出」には当たらないと判断する。このため、県には不当利得返還請求権も存在しないため、同法第 242 条第 1 項に規定する「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」も存在しない。

2 結論

県には「違法若しくは不当な公金の支出」及び「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」は存在しないので、請求人の主張に理由があると認めることはできず、本件措置請求は棄却する。